

自治体情報システム標準化 に対する要望

令和 6 年 7 月 24 日

神奈川県市長会

自治体情報システム標準化に対する要望

国の地方公共団体情報システム標準化基本方針では、地方自治体情報システムの標準化移行期限を令和7年度末までとしている。

しかしながら、国は既に昨年10月時点で、171団体・702システムを移行困難と認定しており、現在は、制度改正対応等によりシステムベンダーでの技術者確保の問題がより深刻化し、移行困難システムへの申請団体数は更に増加する状況となっている。

このような状況を踏まえ、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第5条第4項の規定に基づき、「地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年（2023年）9月）」について、次のとおり要望する。

1. 現在、全国で懸念されている地方自治体情報システムの標準化移行遅延の問題は、全国一斉の移行作業に加え、定額減税等の度重なる国の制度改正対応により生じるシステムベンダーの慢性的なリソース不足に起因することを認識し、今後も、自治体に対して十分な支援を講ずるとともに、改修期間や開始時期等、システムベンダーの状況を正確に把握した上で、一定の配慮をすること。
2. システムベンダーの開発・移行体制が不十分な状況下での標準化移行は、重大なトラブルを招く原因となる。課題を精査し、標準化移行期限については、柔軟に対応すること。
3. 移行期限の延伸に伴い生じる経費については、引き続き、地方公共団体情報システム機構基金の使途の拡充や、情報システム関連の市場価格等の実情を勘案した増額を図るなど、普通交付税措置とすることなく、地方自治体の負担とならないよう継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
4. 基礎自治体においては、標準化がゴールでは無い。標準化移行による住民サービスの低下を回避し、できるだけ安価な経費で、かつ、質の高いサービスを如何に維持するかが極めて重要となることから、国は将来的なシステムに係る経費負担などをよく検証し、自治体の過度な負担増とならないよう、具体的で実効性のある対策を講ずること。

令和6年7月24日

デジタル大臣 河野 太郎 様

神奈川県市長会
会長 松尾 崇